

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録  
目 次

第 1 号（2月4日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	6
議案第2号	7
一般質問	19
閉会の宣告	23

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第392号  
令和3年1月25日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 植 村 博

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する告  
示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和3年2月4日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

令和3年1月25日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

令和3年2月4日（木）

午後3時開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第4 議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算  
日程第5 一般質問
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（12名）

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	村越誠	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	円谷憲人	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日下みや子	議員	10番	芝田裕美	議員
11番	植村博	議員	12番	塚本竜太郎	議員

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のための出席者

管 理 者	清水聖士	君
副 管 理 者	秋山浩保	君
副 管 理 者	笠井喜久雄	君
監 査 委 員	河合謹爾	君
会 計 管 理 者	鈴木信彦	君
事 務 局 長	若泉哲也	君
事 務 局 次 長	杉浦清	君

総務課長	鈴木教之君
あじさい所長	杉浦清君
しらさぎ所長	笠井雅之君
周辺整備室長	小林一秀君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原晃一
白井市環境課長	金井正
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川聡

---

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長	栗原稔
---------------	-----

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆様、こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） 日程に先立ち、報告いたします。

初めに、監査委員から定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、3番、村越誠議員、4番、宗川洋一議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（清水聖士君） 令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案2件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、本年1月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出を受け、当組合では宣言期間中において、さわやかプラザ軽井沢や藤ヶ谷ふれあいセンターの開館時間の短縮を行っております。開館に当たりましては、感染拡大防止策を徹底し、利用者が安全に安心して利用できるよう努めているところであります。

また、住民が生活を維持するために不可欠な廃棄物処理業務につきましては、業務が滞ることのないよう、住民の皆様をはじめ関係する廃棄物処理業者や各事業者へ協力を求め、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行えるよう対策を講じるとともに、事業の継続に努めているところであります。

次に、都市公園整備事業の進捗状況につきましては、令和2年12月に第1期整備エリア内の事業対象地約1ヘクタールの取得を完了いたしました。令和3年度には第1期整備エリアの公園工事に着手し、周辺環境の向上に向けた早期効果の発現に努めてまいります。

それでは、今回上程いたしました各議案につきまして順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について特例を定めるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ56億3,651万6,000円とするもので、前年度と比較し、率にして71.4%、額にして23億4,736万6,000円の増となっております。増額の主な要因は、令和2年度から令和4年度の継続事業の2年目となるクリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業に関わる事業予算額の増額や都市公園整備工事費の計上によるものとなっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

---

### ◎議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員

の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当について特例を定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について特例を定めるもので、一般職の職員の期末手当の支給割合については準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部改正により改定されたところではございますが、勧告では会計年度任用職員の期末手当の支給割合は改定の対象となっておらず、従前からの支給割合を維持する必要があることから、読替規定を追加しようとするものでございます。

次に、第2条は、改正後の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について第1条で改定された期末手当の支給割合である100分の125を100分の127.5に改めようとするものでございます。

最後に附則で、施行期日は第1項でこの条例の施行日を公布の日とするものでございますが、第2条の規定については令和3年4月1日から施行するものとするものでございます。

次に、附則第2項では、第1条の規定による改正後の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年12月1日から適用するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（植村 博議員） 次に、日程第4、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度の予算編成に当たりましては、構成市の厳しい財政運営に鑑み、職員一人一人が財政状況を認識し、知識や経験を最大限発揮させ、効率的で効果的な予算編成に努めるものいたしました。また、適正な積算を行うため採用単価及び諸経費率に配慮しつつ、歳出削減の取組や特定財源の活用に努めた編成を行いました。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。第1条は歳入歳出それぞれ予算総額を56億3,651万6,000円とし、第2条は地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第3条は一時借入金の最高額を5,000万円とし、第4条は同一款内における人件費の流用について定めるものがございます。

2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、本格化するクリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業の影響もあり、前年度比23億4,736万6,000円増となるそれぞれ56億3,651万6,000円とするものがございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債につきましては、設備更新事業に対し限度額を1億1,230万円、施設延命化対策事業に対し限度額を13億1,420万円、都市公園整備費用に対し限度額を9,270万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものがございます。

それでは、予算内容について順次ご説明いたします。歳入歳出とも前年度と比較して、主に増減額の多い項目についてご説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比3,726万円増の26億9,529万2,000円を計上するものがございます。構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が9億1,142万5,000円で前年度比2,902万6,000円の増、白井市が1億3,534万円で前年度比1,233万4,000円の減、鎌ヶ谷市が16億4,852万7,000円で前年度比2,056万8,000円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。2款使用料及び手数料でございます。2項1目手数料につきましては、し尿及びごみともに搬入量実績で積算し、し尿手数料では浄化槽汚泥搬入量が増加していること、ごみ手数料では不燃性粗大ごみの搬入量が増加していることから、使用料及び手数料の合計で前年度比281万3,000円増の2億8,864万6,000円を計上するものがございます。

続きまして、12ページから13ページを御覧ください。3款国庫支出金でございます。1節ごみ処理費補助金につきましては、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で8億6,809万5,000円を計上いたしました。2節周辺整備費補助金につ

きましたは、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金で1億300万円を計上いたしました。

5款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、当該年度の補正財源として前年度比1,428万3,000円増の5,230万3,000円を計上するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、構成市ごとの繰越金額を柏市分2,326万7,000円、白井市分565万3,000円、鎌ヶ谷市分4,958万6,000円とするもので、前年度比1,236万5,000円増の7,850万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、14ページから15ページを御覧ください。7款2項1目雑入につきましては、前年度比98万9,000円減の2,535万円を計上するものでございます。減額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払い代で価格の下落などが見込まれるものによるものでございます。

8款1項1目組合債につきましては、地方債の借入れを予定することから、アクアセンターあじさいの設備更新事業の財源として1億1,230万円、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業の財源として13億1,420万円、都市公園整備事業の財源として9,270万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳入総額で前年度比23億4,736万6,000円増の56億3,651万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページから21ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比128万2,000円減の8,239万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、22ページから25ページを御覧ください。3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比5,391万4,000円増の4億3,339万1,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、設備更新事業として空気予熱器更新工事を新たに計上したことなどによるものでございますが、当更新事業につきましては、歳入8款組合債において1億1,230万円の一般廃棄物処理事業債を予定しております。

続きまして、24ページから29ページを御覧ください。2目ごみ処理費につきましては、前年度比21億4,095万4,000円増の33億7,281万5,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、令和2年度から令和4年度の継続事業2年目となる施設延命化対策事業が本格化することによるものでございます。なお、事業費の財源内訳は予算書46ページに記載のとおりでございます。

続きまして、28ページから33ページを御覧ください。3目共同化処理費につきましては、前年度比3,623万9,000円増の10億6,539万9,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、柏市分ではごみ収集運搬業務委託に係る収集車1台増としたこと、また鎌ヶ谷市分では2年に1回購入を実施している脱臭用活性炭の計上や施設運営維持管理業務委託として圧縮梱包機や金属プレス機の修繕を予定したこと及びごみの戸別収集を実施するふれあい収集業務委託を1年間分計上したことによるものでございます。

続きまして、32ページから37ページを御覧ください。4目周辺整備費につきましては、前年度比1億1,687万6,000円増の5億781万3,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費では、平成30年度に実施した劣化状況診断において早急に改善の必要があると結果が出ました浴室天井の改修工事を計上したことや都市公園整備費用に係る第1期整備エリアの都市公園整備工事費を計上したことによるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページを御覧ください。4款公債費でございますが、前年度比66万7,000円増の1億4,236万3,000円を計上するものでございます。内容は、平成26、27年度に実施したダイオキシン類対策事業に係る地方債償還金や施設延命化対策事業に係る令和2年度借入分の償還開始並びに都市公園整備事業に係る令和元年度以降借入分の償還によるものでございます。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。6款予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比23億4,736万6,000円増の56億3,651万6,000円を計上するものでございます。

以上で議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員、小田川議員について質疑を認めます。

初めに、日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市、日本共産党の日下みや子です。通告に従いまして質問します。

議案第2号、令和3年度一般会計予算について、初めに予算編成について、令和3年度予算の概要の12ページに予算編成の基本方針が示されていると思います。その1のところ徹底した歳出削減の項目というのがありまして、そこには次のように書かれております。過去の決算で多額の不用額が生じている事業や年度途中で予算不足が生じて流用等の措置が必要となった事業については、対象事業の過去の実績を分析し、その原因を究明し、所要額を十分に精査した上で要求することとあります。そういうことがあるのですけれども、多額の不用額が生じた事業や年度途中で予算不足が生じ、流用等の措置を取られた事業の具体的な事例を示していただきたいと思います。

次に、ごみ処理事業についてです。1点目ですが、予算書の11ページになります。手数料の共同化処理費では4,669万3,000円が計上されているのですけれども、これはごみの増量を示すものと思われる。積算根拠を示してください。

また、令和2年度の一般廃棄物の処理状況はどうでしょうか。まだ3月が終わっていないわけですが、推計で基本計画に照らしてどうか、お答えいただきたいと思います。

次、2点目ですが、予算書の31ページ、ごみ処理の構成市単独処理に要する経費（鎌ケ谷市分）というところがございます。ふれあい収集業務委託976万9,000円について伺います。ごみ出し困難者への戸別収集事業は、総務省が今年度から特別交付税の対象に加えた事業です。柏市でも鎌ケ谷市と同様に、昨年10月1日から始まりました。そこで、参考に伺いたいと思います。鎌ケ谷市の事業についてなのですが、1つ、事業の対象要件はどうなっているか。2つ目、対象とする人数の目安と現在認定されている人数を教えてくださいたいと思います。

3点目ですが、予算の概要の14ページに、共同化処理費についての説明の中で主な内容として、ごみ収集運搬業務委託で資源ごみの収集車1台分が増加したため、委託料が増加したとあります。なぜ収集車を増加させたのか。また、それは予算書にはどのように計上されているのか、お示しいただきたいと思います。

次に、し尿処理事業についてです。1点目、予算書の23ページにし尿処理事務に要する経費として井戸設置工事に関する工事請負費287万5,000円というのがございます。この工事はどんな工事なのか説明していただきたいと思います。2点目として、予算書の25ページ、し尿処理費の設備更新事業、空気予熱器更新工事1億498万円の工事内容について説明を求めます。

次に、都市公園整備事業についてなのですが、予算書の37ページには事業費が計上されています。本議会に第1期整備工事の新たな内容の提案がありました。せせらぎとショウブ畑の新しい計画変更への理由と事業費への影響について、また計画後、人道橋の人の出入りについてどう考えているのか説明いただきたいと思います。

以上、1問です。

○議長（植村 博議員） 事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねは4点ございました。最初に、過去の決算において多額の不用額が生じた事業について申し上げますと、アクアセンターあじさいにおける焼却灰処理業務委託におきまして令和元年度予算で120トンを見込んでおりましたところ、実績が103.18トンで執行率86%、またクリーンセンターしらさぎにおける灰・不燃物処理業務委託において令和元年度予算で3,990トンを見込んでいたところ、実績が3,734.39トンで執行率75.2%となり、多額の不用額が生じました。令和3年度予算案の編成に当たりましては、不用額を安易に流用する財源とならないよう、また歳出増につながることはないよう、多額な不用額が発生しない対策として適正な需要予測による要求に心がけたところでございます。

次に、ごみ処理事業についてのご質問にお答えいたします。最初に、手数料の共同化処理費分の増額の根拠でございますが、ごみ手数料の増額につきましては、主なもので粗大ごみ処理手数料となっております。この積算根拠につきましては前年度の処理量推計にて算出してございまして、令和2年

度予算では不燃性粗大ごみ市民持込み分5万4,163件の処理を予定していたのに対し、現状の推計は7万2,089件と増加しており、住民から排出される不燃性粗大ごみの処理量が増加しているためでございます。

また、令和2年度の一般廃棄物の処理状況は推計で基本計画に照らしてどうかについてでございますが、令和2年度の搬出原単位は、基本計画の目標値774グラムに対し、現在までの実績による推計値は799グラムとなります。同様に、総資源化率は目標値23.3%に対し、20.8%と推計しており、また焼却灰等の最終処分量につきましても目標値3,305トンに対し、推計値は3,819トンといずれも目標の達成に至っていない状況でございます。

次に、ごみ処理費の構成市単独処理に要する経費（鎌ヶ谷市分）のふれあい収集業務委託についてお答えいたします。初めに、事業の対象要件でございますが、ふれあい収集の対象要件といたしましては、鎌ヶ谷市内に住所を有し、自らごみステーションにごみを出すことが困難であり、かつ他の者から支援を得られない状況にあると認められる者であって、65歳以上の要介護1から5の認定を受けている者、身体障害者手帳1級もしくは2級の者、身体障害者手帳3級で視覚障害または四肢不自由の者、療育手帳の障害程度がA以上の者、精神障害者保健福祉手帳1級の者等といたしております。

また、対象とする人数の目安につきましては、本事業の利用想定件数は200件程度と想定しております。令和3年1月現在の利用件数は、これに対し、55件でございます。

次に、資源ごみの収集車1台分の増加の要因についてお答えいたします。柏市沼南地域分の資源ごみの収集車両増車につきましては、現在資源ごみの収集量が令和元年度実績で1,976トンに対しまして推計では2,200トン程度になると増加傾向で見込んでおります。年間の搬入回数につきましても4,215回から4,700回と増加する見込みとなっており、これまでも応援車両等により対応してまいりましたが、現状の車両台数では収集業務の遅滞などが発生することから、資源ごみの収集車両を1台増加しようとするものでございます。なお、予算額につきましては、予算書の29ページ、ごみ収集運搬業務委託に計上されてございます。

次に、し尿処理事業のご質問にお答えいたします。初めに、し尿処理事務に要する経費の井戸設置工事に関する工事請負費についてでございますが、当組合ではアクアセンターあじさいの施設建設時に締結いたしました地元周辺地域との協定等に基づき、第1期の都市公園整備エリアの北側に位置します藤ヶ谷地区の水田にあじさいの既存の井戸から農業用水として井水を供給しておりますが、柏市の道路拡幅工事計画に伴い、改めてあじさいから水田まで管路を整備することとなります。この整備には多額の費用が必要となることから、経済性と利用者の利便性を考慮し、現地に井戸を設置することといたしました。このたび予算案に計上いたしましたのは、井戸ポンプの設置、電線引込み費用とそれに伴う附帯工事でございます。

次に、し尿処理費の設備更新事業における空気予熱器更新工事についてお答えいたします。アクアセンターあじさいの焼却設備の一部である空気予熱器は、し尿を処理する過程で発生する汚泥を適正

な温度で焼却するために供給前の空気を高温にする設備でございます。現在の設備は稼働22年を迎え、本体内部に亀裂等の破損箇所が多数発生し、これまで応急的な補修により対応してまいりましたが、完全に修復することができないため、設備の更新工事を行うことといたしました。工事内容につきましては、空気予熱器本体の製作と設置工事となります。

最後に、都市公園整備事業についてお答えいたします。公園の整備に当たっては、その構想を地域の皆様と検討してまいりました。その中で、第1期整備では水路を活用した親水機能を持たせることとなっております。その構想を基に、整備工事に向け詳細な検討を行ってまいりましたが、安全性、良好な水質の確保、整備と維持管理における経済性に考慮し、小さなお子様が楽しんでいただけるせせらぎを設置することといたしました。

また、1段低くなったショウブ畑は、過去に当該地周辺において水路の溢水による被害が発生していったことから、遊水機能を持たせるために設置することといたしました。ショウブ畑は、近隣にもあまり見かけることもなく、将来は地域の方々と共に育てていくことができたかと考えております。

これら検討の結果、整備費用はおおむね11月議会でご報告させていただいた概算工事費で見積もった金額となっております。

また、人道橋につきましては、白井市方面から大きな道路を利用することなく来園できるよう設置する歩行者専用のものでございまして、安全面、防犯面に配慮した上で終日開放していく予定でございます。

以上です。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、まず予算編成について伺います。

今答弁あったのですけれども、多額の不用額について焼却灰処分業務委託及び灰・不燃物処分業務委託において見込みを下回ったということなのですが、その多額の不用額とは幾らぐらいなのか、お示してください。

2点目ですけれども、1問で答弁いただかなかった年度途中に予算不足が生じた事業とは何か、また流用の額は幾らぐらいだったのか、お示してください。

3点目ですけれども、クリーンセンターしらさぎにおける灰・不燃物処分業務委託を多額に見積もるのはごみ減量化への施策に欠けるからではないでしょうか、見解をお示してください。

次に、ごみ処理事業について伺います。まず、ごみの減量化についてですけれども、環境問題の重要課題であるごみの減量化は自然発生的には実現しないと思うのです。全国には非常に積極的な盛んな目標に挑戦している自治体がたくさん数あるわけですけれども、少なくとも当組合には自ら掲げた目標を何としても達成させるという決意と、それから対策が求められると思うのです。いかがでしょうか。

2点目に、ふれあい収集業務委託について伺います。この事業は、高齢者や障害者などができる限

り住み慣れた地域で自立した日常生活を行うことができるように総務省が位置づけた事業です。鎌ケ谷市は、先ほど答弁で対象は高齢者については65歳以上の要介護1以上の方とのことでした。実はこの問題、私柏の議会で取り上げているのですけれども、柏市の場合は対象要件が大変厳しくて、介護度3以上というふうにしているのです。市にも言い分がありまして、現状で社会福祉協議会や町会が行っている同様の事業とすみ分けしていると、こういうふうに言うのですけれども、高齢者の中には介護度の低い方ですとか、それから介護の制度を利用していない方もおられるわけでありまして、そういう方の中には腰痛ですとか膝の痛みを抱えて、ごみ出しにとっても苦勞されている方がおられますし、また収集所が坂道の上にあるなどの地理的条件の違いもあるわけです。

ですから、私はもっと対象を広げるべきだと議会で主張しているのですけれども、さて鎌ケ谷市が対象とする利用想定件数、先ほど答弁で200件程度、認定件数が55件ということだったのですが、これ実数で、柏でも議会で答弁いただきましたけれども、大体同じぐらいの水準、数字なのです。ただし、人口規模は柏市、鎌ケ谷市では全く異なりますし、鎌ケ谷市は約11万人、柏市は43万人で4倍の人口でありますけれども、実数では全く比較できないと思います。柏市についても鎌ケ谷市についても、広く市民に利用される制度にしていくための努力が求められるのではないかなというふうに思うのですが、鎌ケ谷市の今後の取組を参考に伺いたいと思います。

3点目ですけれども、資源ごみの収集車の増車についてです。民間委託を請け負っている業者が、ごみが増えたから収集の車両を増車する。それを当組合が自分の車ではないのに負担をするというのはいかがなものでしょうか。事業者が企業努力で賄うべきものなのではないでしょうか。

最後に、都市公園整備事業についてですが、今回の提案でせせらぎが盛り込まれたことは、過去の議論の中で出された要望でもありますので、利用者から喜ばれる企画だと思いました。ただ、気になるのは整備費がどうなるかということなのですけれども、当初より大幅に事業費が膨らんできたことを考えますと、これ以上の増額はあってはならないし、むしろ縮小の努力が求められるところですが、見解を伺いたいと思います。

以上2問です。お願いします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 私から質疑内容の1の予算編成についての再質疑についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。まず、1点目のご質疑の多額の不用額とは幾らになるのかについてでございます。令和元年度のアクアセンターあじさいに係る焼却灰処分業務委託の不用額は51万3,210円、クリーンセンターしらさぎに係る灰・不燃物処分業務委託の不用額は846万5,135円でございます。

次に、2点目のご質疑の年度途中で予算不足が生じた事業とは何か、また流用の額は幾らかについて

てでございます。令和元年度の主な実績でお答えいたしますと、不測の事態によりまして年度途中で予算不足が生じた事業として、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費では、換気設備及びごみクレーン等が破損し、緊急的に修繕を実施するために810万6,606円を、都市公園整備事業では、周辺整備計画に位置づけられた事業用地を取得するに当たり、平成30年度に本組合が実施した物件調査業務委託の再算定を行うために93万600円を流用いたしました。一方、予算編成方針に掲げた年度途中で予算不足が生じて流用等の措置が必要となった事業で対象事業の過去の実績を分析し、その原因を究明し、所要額を十分に精査した上で要求を行ったものには、総務事務に要する経費では、人間ドック助成金等が不足し、6,560円流用したこと、ごみ処理事務に要する経費では、粗大ごみ専用電話代などの電話料金の不足により1万1,079円流用を、また周辺整備事業の事務に要する経費でも電話料金が不足したことから1万70円を流用することとなりましたが、令和3年度につきましては実績を踏まえ、適正な予算要求をいたしました。

次、最後に3点目のご質疑のクリーンセンターしらさぎにおける灰・不燃物処分業務委託を多額に見積もるのは、ごみ減量化への施策に欠けるからではないかについてでございます。予算編成に当たり、灰・不燃物の排出量の推計においては適正な予測を心がけ、令和元年度予算対比で442万円減額したところでございます。

なお、ごみの減量化対策は非常に重要な事項でございますことから、構成団体と共に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村 博議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 私からはごみ処理事業についてお答えをいたします。

1点目、ごみの減量化につきましては、平成30年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、この目標達成のため、3Rのための取組に関する普及啓発及び焼却灰の資源化事業などの対策を実施しておりますが、しっかりとこの効果について検証し、いわゆるP D C Aサイクル、計画、実行、評価、改善により、より効果的に対策を行っていく必要があるものと考えております。

2点目、ふれあい収集業務委託についてお答えいたします。ふれあい収集の利用件数は55件で、利用想定人数は200件程度と約4分の1の方々の利用となっております。したがって、周知だけではなく、ふれあい収集を必要としている方が利用できる環境づくりも重要なのではと考えられますことから、このようなことを踏まえ、構成団体とも協議してまいりたいと考えております。

3点目、資源ごみ収集車両の負担についてお答えいたします。ごみ収集運搬業務委託については、市町村が一般廃棄物の収集、運搬または処分を市町村等以外の者に委託する場合の基準として、廃棄物処理法施行令第4条第5号により、委託料が受託業務に足る額であることと規定されております。このことから、ごみ収集運搬業務委託の積算に当たっては、人件費、車両関係費、予備費など、各項目について費用を計上することになりますので、車両関係費であるごみ収集車両の経費に

つきましても一定の基準に基づき委託料の中で計上しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは都市公園の整備費用につきましてお答えいたします。

第1期整備工事に当たりましては、当初水路を活用した親水機能の確保を計画しておりましたが、降雨時における利用者の安全確保のため、雨量計、水位計、警報装置や監視カメラなどの設置が必要となることや、快適に利用していただくためには水質浄化対策も必要となり、これらには多額の費用がかかることとなります。このため、水辺に親しむというコンセプトを実現しつつ、より安価で安全な施設としてせせらぎや治水機能を有したショウブ畑を設置することとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） それでは、日下議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市の小田川敦子です。通告に従いまして議案2号に対して1項目の質問をいたします。

質疑内容、予算編成についてでございます。新年度予算における当組合の新型コロナウイルス感染症対策について、その対象と経費をどのように見込んでいるのかお示してください。

以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 小田川議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねは、新年度予算における当組合の新型コロナウイルス感染症対策について、その対象と経費をどのように見込んでいるかについてでございます。歳出では、新型コロナウイルス感染症対策について特別な経費は見込んでおりません。なお、消毒液等の消耗品につきましては、各所属が各予算案の中で対応することとしております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） では、再質問いたします。

感染症対策について特別な経費は見込んでいないというご答弁でしたが、特別な経費を必要としない点について質問を続けます。コロナ禍における廃棄物の円滑な処理については、環境省から様々な指事等来しているところですが、その中でも廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続、円滑な処理の確保が求められています。

その求めていることの具体的な内容としては、廃棄物処理業者及び廃棄者等の関係者へ対策に関する周知徹底を行うこと、そして一般廃棄物の包括的な処理責任の徹底がありました。これらの処理責任の徹底の中には個人防護具等の備蓄状況の確認や必要数の確保が挙げられていて、この個人防護具等においては労働安全衛生規則等に基づき着用が平時から求められている業務があることから、コロナ感染予防により不足が生じやすい防護具等の備蓄については今後支障が生じないようとの記載がありました。そこで、2点再質問します。

1つ目、国の指導に基づいた講ずべき対策とこの防護服等の備蓄状況はどうなっていますでしょうか。

2点目、新年度予算に経費を見込んでいないことの妥当性について見解をお示してください。

そして次に、市役所を見ていると3密対策の一環としてのソーシャルディスタンスが保てない場面、場所、例えばカウンターでの接客業務であるとか職員さん同士の机の周辺等ではビニールの間仕切りが設置してあります。当組合でもそのような対策が必要ではないかと感じております。この室内を見ても、こちら側にはとても広い空間を用意していただいておりますが、そちら側は発言がない場合は密っぽいなというのちょっと心配しているところです。そこで、2点お伺いいたします。

予算編成において、職場内での3密対策についてどのような検討がありましたでしょうか。

2点目、検討結果はどのように予算に反映されているのかについて伺います。

以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 私から最初に国の指導に基づいた講ずべき対策と防護服の備蓄状況及び新年度予算に経費を見込んでいないことの妥当性についてのご質疑にお答えいたします。

コロナ禍においても廃棄物処理業務の継続は重要であり、当組合職員はもとより廃棄物処理業者等においても手洗い、うがいの徹底、マスクの着用など徹底した自己管理を行っているところでございます。国の指導に基づいた講ずべき対策でございますが、家庭及び事業所へごみ排出時の留意点を周知しており、防護服の備蓄などについてはガイドラインに基づき策定した事業継続計画において必要な備蓄量を確保しているところでございます。廃棄物処理業者等については、処理作業時における対策として手洗い、うがいの徹底、マスク着用、また収集車両の消毒等、ガイドラインに基づいた措置を講じていただいております。

新年度予算については具体的な経費は見込んでおりませんが、現在まで対応が必要と判断したものについてはその都度対応してきたところであり、今後さらなる対策のため多額の費用が必要となった場合には予備費の活用なども視野に入れていただいております。

続きまして、予算編成において職場内での3密対策についてどのような検討があったのか、そして検討結果はどのように予算に反映されているのかについてのご質疑にお答えいたします。予算編成に

当たって、職場内での3密対策についてはマスク着用、手洗い、手指消毒、執務室の換気や狭い執務室ではビニールなどの間仕切りを設置するなどの対策を既に実施しており、これらの対策のほか、予防措置や報告の徹底、また感染が疑われる際の適切な対応等について改めて確認したところでございます。

検討結果をどのように予算に反映されているかについては、先ほどもお答えしましたとおり、さらなる対策のため多額の費用が必要となった場合には予備費の活用なども視野に入れているところでございます。

以上です。

○議長（植村 博議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） ありません。

○議長（植村 博議員） よろしいですか。

○5番（小田川敦子議員） 以上です。

○議長（植村 博議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案2号、令和3年度一般会計予算について反対の立場で討論します。

当組合の財政運営は、歳入の約8割が構成市の負担で賄われています。そのために、予算編成の基本方針で述べられているように、構成市負担金の増加の抑制などに配慮しつつ事業努力が求められるなど、厳しい立場に置かれていることは理解できます。だからこそ歳出は抑制的であるべきで、次の点については既にこれまで議論の中で述べてきたことでもありますけれども、1点目は都市公園整備事業についてです。今回新たにせせらぎなどの新たな施策が示され、よりよい施設への工夫がなされたことは評価しますが、そもそも当初の事業費約15億円から約20億円へ大幅な事業費の増加は、組合の財政状況から身の丈に合ったものとは思えません。

2点目は、特別職人件費と議員報酬についてです。令和3年度も予算案に特別職人件費として37万8,000円、議員報酬として136万4,000円が計上されています。市長、市議会議員にはそれぞれの市から職務に応じて給与と報酬が支給されています。それに加えてさらに当組合から給料、報酬を支給する必要はありません。当組合の財政状況を考えれば、なおさらのことこのような支出は避けるべきです。地方自治法で規定されているとしても、柏、流山、我孫子市で構成する東葛中部地区総合開発事務組合の条例のように、ただし書で各関係市において報酬の支給を受けるときは支給しないと定めることができます。コロナ禍の下、かつてない苦しみに追い込まれている市民にはこれまでに以上に理解されないことではないでしょうか。

3点目は、指定管理者制度についてです。当組合は、ごみ焼却施設の関連施設としてのさわやかプラザ軽井沢の管理を指定管理者に委ねています。小さな政府の実現、民間でできることは民間で、

民間に委ねればコストは削減され、サービスがよくなると政府の掛け声の下導入された指定管理者制度は、住民福祉の増進を最大の任務とする地方自治体にとって本当にふさわしいものと言えるのでしょうか。指定管理者制度の下で働く労働者の多くは、アルバイトなど非正規雇用と言われていきます。今コロナ禍の下で全国の非正規労働者が窮地に追い込まれています。さわやかプラザで働く労働者にも様々な矛盾が起きているのではないのでしょうか。温浴施設の水道料金は水道水から地下水に変更したことによると説明された3,000万円のお金についても、説明は納得できるものではありませんでした。

4点目、組合職員の給与の特例により令和3年度も半年間、給与月額が2%が削減されることについては既に反対を表明しています。

以上の理由から令和3年度一般会計予算について反対します。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算については、可決することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（植村 博議員） 日程第5、一般質問を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質問を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 改めまして、白井市の小田川です。通告に従いまして3質問、1項目させていただきます。

男女共同参画の取組について。男女共同参画社会の目指すところは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法では、その社会の実現に向けてそれぞれが果たすべき役割を定めています。しかしながら、世界経済フォーラムが発表した世界ジェンダー・ギャップ報告書2020によりますと、男女平等ランキングでは調査対象153か国のうち、日本は121位と史上最低を記録し、先進7か国では最下位という状態です。低迷する要因を見てみると、女性の政治進出は低調で、管理職やリーダー、専門技術職での女性が少ないことが挙げられます。男女の経済格差を見てみると、女性の所得の平均は男性の約半分という状況で、これまでの取組の成果が見られていない結果となっていました。このような格差を改善し、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けた

当組合における取組の成果と課題について伺います。

1つ目、これまでの取組の成果や課題について。

2つ目、休暇等の取得促進に向けた取組について。

3つ目、特定事業主行動計画の推進体制について。

以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 小田川議員の男女共同参画社会についてのご質問にお答えいたします。

最初に、これまでの取組の成果や課題についてでございますが、当組合では特定事業主行動計画を平成27年8月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づき、当初平成28年4月1日に策定し、令和元年の6月の法改正に伴い、令和2年4月1日に改定を行っております。この計画に基づくこれまでの取組の成果でございますが、組合の特殊性として新規採用は未実施であること、二、三年のサイクルで派遣職員をいただいていること、また総数も少なく、対象者がいない状況があり、その成果をはかりにくい状況がございます。なお、時間外勤務や年次休暇は未達成となっていることから、目標達成に向けての取組が求められている状況でございます。

次に、休暇等の取得促進に向けた取組でございますが、休暇等の取得促進に向けましては、所属長宛て通知、全職員が見ることができる全庁共有フォルダーへの特定事業主行動計画の掲載、休暇制度を取りまとめた冊子の作成を行うなど、休暇等の取得促進に向けた職員への周知を行うとともに、休暇が取得しやすい職場環境づくりとして事務の効率化、計画的な業務遂行を図っているところでございます。

最後に、特定事業主行動計画の推進体制についてお答えいたします。計画の推進に当たっては、計画を主管する総務課において各年度の行動計画の実施状況や進捗状況を確認し、職員への周知徹底や情報発信を行い、計画期間内においても必要に応じた見直しを行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） それでは、今ご答弁にありました組合の特殊性という点についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思っております。

また、組合の職員は全員男性というのも大きな特徴だと思います。職員22名は全て男性で、任用職員さんの8名のうち7名が女性というのが当組合の現状です。その上で女性職員がいないことの理由に関しても関連してご説明ください。

次に、休暇等の取得促進についてなのですが、当組合の場合子育て休暇は目標を達成していますが、妻の出産に係る特別休暇や育休の実績はゼロになっています。対象者がいないということが

その要因ではありますが、今後若い職員さんが配置されたときに休暇が使いやすい環境づくりを維持していくことが必要かと思えます。

一方で、年次有給休暇は目標12日に対し、直近の報告、平成30年度の実績は9日と3時間とありました。目標を下回っている状態です。参考までに鎌ヶ谷市と白井市の例をホームページから確認しましたので、ご紹介しますと、同年平成30年の実績で両市とも11日と2時間となっていました。柏市さんはホームページから確認できなかったもので、申し訳ありません、ご紹介できませんが、どう捉えたらいいかわかりませんが、鎌ヶ谷市職員さん、白井市職員さんよりも当組合職員さんは有給を消化していないというのが現状となっています。

また、特別事業主行動計画、こちらはホームページからも確認できますので、皆さんよかったですら時間があつたらご確認いただきたいと思えますけれども、特別事業主行動計画の大きな目的の一つは少子化対策であり、出産、育児がキャリアの中断にならないための行動計画と言えますが、広義的には働く人たちの長時間労働を是正し、プライベートの時間を確保することで仕事に対するやりがいや心身の健康を支援する施策とも言えます。子育て世代よりも年代が上の方が多い当組合、そういった年齢構成ですので、逆に今後は介護という問題が生活の中に浮き上がってくるかと思えます。

そこで、再質問いたしますが、子育て期間に限定しない職員一人一人のワーク・ライフ・バランスについてはどのようにお考えでしょうか。

以上3点伺います。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 最初に、組合の特殊性についてと女性職員がいないことの原因についてのご質問にお答えいたします。当組合は、構成団体における廃棄物処理を共同処理するために設立された一部事務組合であり、一般廃棄物の処理事業をはじめ、廃棄物処理施設周辺の環境整備を目的とした事業など限定的であることから、職員数については普通地方公共団体と比べ非常に少ないという事情がございます。

また、女性職員がいないことに関しては、組合が自らの判断で行える新規採用について予定がないことから、現段階では難しい状況ではありますが、新規採用する場合には法の趣旨に基づき実施してまいりたいと思っております。

続きまして、子育て期間に限定しない職員一人一人のワーク・ライフ・バランスについてどのように考えているのかについてのご質問にお答えいたします。ワーク・ライフ・バランスは、子育てと仕事の両立のみならず、職員のモチベーション向上、心身の健康管理、超過勤務の抑制、自己啓発や地域活動への参加など、働き方の見直しや生活の充実によって仕事の効率化やパフォーマンスが向上することにより、短時間で仕事の成果が出せることやプライベートに時間を使えるという相乗効果が期待されることから、当組合といたしましても重要であると認識しております。

以上です。

○議長（植村 博議員） 小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 女性職員の割合を促進することについて伺います。

特定事業主行動計画、この計画の中で女性職員の割合の促進を目指しますというふうに掲げておりますので、それは取り組むべき責務を明言しているというふうに私は理解していますので、そのような行動が求められています。その前提に立つと、組合独自の採用がない状態では、構成市から派遣される職員さんによって組合の中の代謝を促進していかなければ組合の女性の割合は増えていかないというふうに私は考えます。それは組合として派遣職員の希望を構成市に要望することになると思うのですけれども、そういった組合の考えについていかがでしょうか、伺います。

2点目、ワーク・ライフ・バランスについて伺います。ワーク・ライフ・バランスを進めるためにアンケートによる職員の意識調査であるとか研修を行うことが有用かと思えます。こちらの調査と研修を要望しますが、いかがでしょうか。

以上2点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 最初に、構成団体に女性職員を派遣職員として要望することについての組合の考えについてのご質問にお答えいたします。

構成団体からは、おおむね2年から3年という短いサイクルではありますが、構成団体の人員計画や勤務地に置かれた地理的条件などを踏まえ、貴重な人員を派遣していただいているところでございますので、構成団体の判断を尊重してまいりたいと考えております。

続きまして、ワーク・ライフ・バランスを進めるためにアンケートによる職員意識調査や研修の実施要望についてのご質問にお答えいたします。職員数の少ない当組合においては、職員間の意思疎通が図りやすいこと、また自己申告制度なども活用していることなどから、比較的職員の意識を把握できている状況でございますので、現時点では改めて職員意識調査や研修を実施する計画はございません。しかしながら、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、今後も調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村 博議員） 小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 今ご答弁の中に、構成市から派遣される職員さんに対して貴重な人員を派遣していただいているということで、私も感謝申し上げます。ただ、そのことで構成市の判断を尊重していきますという組合のご答弁ですけれども、計画に沿って女性職員の割合を増やしていくためには独自の努力では何ともし難い状態であるということはず1つ確認したいと思えます。

そして、組合独自の採用も、もう20年来ない状態とも聞いています。女性の活躍、就業の促進を本

当にこの計画に沿って進めるためには構成市の判断と協力が不可欠であるということを指摘しておきたいと思います。指摘にとどめます。

そして次に、目標達成に向けた取組と必要に応じて見直しを行うということでしたが、計画には具体的な推進体制が明記されていません。計画自体はしっかりとした内容なので、この点は残念に思いました。

また、計画には当組合の現状分析と具体的な目標が明示されています。毎年の報告が義務づけられていますので、この報告もホームページから確認できますので、お時間のあるときはぜひ御覧いただきたいと思います。この義務づけられている実施報告をまとめるために今後振り返りと改善を図り、計画に沿って実行していくことを緊張感を持って取り組んでいただきたいと要望します。

また、当組合は、この計画改定と同じ令和2年4月に障害者活躍推進計画も策定しています。両計画の共通点は、ジェンダー平等を進め、誰もが活躍できる社会の実現に向けた具体的な取組の実効性を高めるところにあります。計画の中には、当組合は小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集及び対応は行っていませんというふうに書いてありますが、今後こういった社会の変化が起きたり、組合の構成が変わるかも分かりませんし、障害者の活躍の推進には団体として寄与していただきますよう取組を引き続きお願いしたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（植村 博議員） 答弁はよろしいですね。

○5番（小田川敦子議員） はい、よろしいです。

○議長（植村 博議員） 以上で一般質問を終結いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4時17分 閉 会